

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第4回） 議事概要

1 日 時 平成 24 年 8 月 27 日（月）14：59～16：00

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 4階 共用第2特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

深尾委員（座長）、西郷委員、中村委員、廣松委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府経済社会総合研究所、総務省政策統括官（統計基準担当）付、総務省統計局、財務省大臣官房、厚生労働省大臣官房統計情報部、農林水産省大臣官房統計部、経済産業省大臣官房参事官付、国土交通省総合政策局、環境省総合環境政策局、日本銀行調査統計局、東京都総務局統計部、埼玉県総務部

【事務局】

村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、中川総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官、坂井総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官

4 議事次第

- （1）第1ワーキンググループの審議結果のとりまとめについて
- （2）その他

5 議事概要

- （1）第1ワーキンググループの審議結果のとりまとめについて

○実施済事項の確認

事務局から席上配布資料「平成 23 年度統計法施行状況報告の事項別推進状況 各府省の自己評価において「実施済」とされた課題及びその評価」（修正案）の説明が行われた。委員から特に意見はなく、案のとおり決定することとなった。（評価結果については、本議事概要の別添を参照）

○第1ワーキンググループ審議結果報告書（案）について

事務局から、資料2に基づき、第1ワーキンググループ審議結果報告書（案）について説明が行われ、審議が行われた。その結果、一部表現上の修正を行うこと等で了承され、修文は座長に一任されることとなった。主なやりとりは次のとおり。

- ・ p5 の（イ）①の3つ目の「○」において、「経済センサスー活動調査」の「動向を注視する」だけでは、他人事のような印象を受ける。

→経済センサスー活動調査については、調査結果を既存の統計の整備に活用していくという趣旨で考えており、修正したい。

- ・報告書案の別紙2（「実施済」の評価）において、第1WGの評価に評価の理由を記載せず、「次年度以降の審議対象とする」と表現するだけでは、簡潔すぎるのではないかと。資料を見る人のために詳細にしてはどうか。

→席上配布資料は、HP上では公開されない資料。より詳しい内容については、例えば議事概要で議論を詳しく記載するなどして紹介することが考えられる。

- ・他のWGにも共通する問題だと思うが、公開されるのが別紙2だけでは不親切な印象も受ける。対応について座長同士で相談することは考えられる。

→例えば、評価の理由を議事概要の付属資料といった形で公開できないか、他のWGの座長や部会長と調整する方向で進めたい。

- ・報告書案p8-9のビジネスレジスターの「今後の方向性等」のところで、平成21年度審議結果報告書における統計委員会意見の記述があるが、これは過去のことであり「今後の方向性等」で記述するのは違和感がある。

→ご指摘を踏まえ修正したい。

- ・席上配布資料1-1の評価の理由の文末表現に統一感がない。また、報告書案p7で「第Ⅱ期基本計画期間内」という記述があるが、まだ何も決まっていない次の計画に言及するのは適当ではないのではないかと。

→ご指摘を踏まえ修正したい。

- ・報告書案p11-12の（ウ）の一つ目の「○」について、最後の「企業グループ」の一文は唐突感があるのでこれを削除し、代わりに冒頭の「把握単位としての企業」の後に「及び企業グループ」と追記する方が分かり易いのではないかと。

→ご指摘を踏まえ修正したい。

- ・報告書案p11の（イ）の二つ目の「○」は、「評価」の項に相応しい内容とした方がよいのではないかと。

- ・（ア）で「引き続き検討がされている」と報告されている以上、評価としてはその検討をサポートする表現を追加することが相応しい。

→「～こと等に起因していると考えられるが、引き続き検討が必要である」といった形で修正したい。

○中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題に関する座長の補足的な発言

また、深尾座長から、第1WGで審議した重点的な審議事項の一つである「中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題」の中の3つの課題のうち、グローバル化の進展に対応した統計の整備、経済活動における生産性の計測について、現行の基本計画に掲げられていない事項等も含まれていること等を踏まえ、以下のような議論のとりまとめが行われた。

(グローバル化の進展に対応した統計の整備全般に関する中長期的な施策の方向性)

- ・グローバル化の進展の下で、貿易や対外・対内直接投資に関する統計を充実させる必要が高まっている。充実にあたっては、企業・企業グループの国際的な分業活動の把握が鍵となる。この方向で今後の統計の充実についてさらに検討を進める必要がある。
- ・生産工程、タスク単位の国際分業が進展している現状等を踏まえると、空洞化対策や海外の需要ショックの国内波及の評価など施策上も重要な課題であると考えられるが、この分野では関連する複数の統計調査の調査票情報を接合したミクロデータの有用性が高いと考えられる。
- ・海外事業活動基本調査については、精度の向上等に引き続き努めることが望ましい。
- ・対内直接投資の拡大に配慮し、企業国籍に基づく統計の更なる整備も検討することが望ましい。

(経済活動における生産性の計測に関する中長期的な施策の方向性)

- ・経済活動のパフォーマンスを分析する上で、生産性は最も重要な指標の 1 つである。また人口が減少する今後の日本では、経済成長の主要な源泉は生産性上昇であり、施策上も生産性の計測は重要な課題である。
- ・生産性指標の整備にあたっては、現行の基本計画で内閣府の課題とされ、また 2008SNA にも記載されている労働生産性、資本サービス、全要素生産性指標の整備に関する諸課題についての検討作業や労働の質の計測について、調査研究を進める必要がある。
- ・なお、基本計画で総務省の課題とされているサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測については、サービスの質の計測に関する国際的な研究や政策担当部局の検討動向を注視し、定期的報告していただく必要がある。
- ・また今後はサービス産業を中心に遅れている資本、中間投入、労働などインプットの整合的な計測、R&D や人的資本などイノベーションと生産性上昇の源泉に関する計測、等を進めていく必要がある。

(2) その他

本日の審議を踏まえて、第 1 ワーキンググループの審議結果については、8 月 29 日(水)の第 35 回基本計画部会に報告されることとなった。また、深尾座長から出席の委員及び各府省・地方公共団体等オブザーバーへの謝意が述べられた。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>

平成23年度統計法施行状況報告の事項別推進状況 各府省の自己評価において「実施済」とされた課題及びその評価
第1ワーキンググループ審議担当分野（抜粋）

○国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成23年度中の検討状況又は進捗状況	第1WGの評価	評価の理由
3 (p40)	第2 2 統計相互の 整合性及び国 際比較可能性 の確保・向上に 関する事項 (1) 国民経済計 算の整備と一次 統計等との連携 強化 ア 推計枠組み に関する諸課題	○ 固定資本減耗の時価評価(現在は簿価評価)について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表(基本表)においても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、産 業 連 関 表 (基 本 表) 作 成 府 省 庁	国民経済計 算は次回の 平成17年基 準改定(以 下「平成17 年基準改定 」という。)時、産業連 関表(基本 表)は次回 作成時の実 施を指す。	○ 国民経済計算における固定資本減耗の時価評価等については、統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会国民経済計算部会での審議、同委員会からの答申(平成23年5月)を経て、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に導入した。【内閣府】	実施済は 妥当。	固定資本減耗の時価評価を行い、大分類、製造業は中分類での推計値が得られていることが認められる。
4 (p40)		○ 現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。	内閣府	平成17年基 準改定時に 移行する。	○ FISIMについては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に本系列へ移行した。移行に当たってはFISIMの影響について解説した資料も併せて公表した。四半期系列については、FISIM導入による影響を分離した系列(FISIM除くGDP等)も併せて公表することとした。	実施済は 妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。
5, 6 (p42)		○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。 ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。	内閣府	平成17年基 準改定時に 実施する。	○ 自社開発ソフトウェアを固定資本として計上する推計方法については、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に導入した。 ○ また、同様に、育成資産の仕掛品在庫の推計方法についても、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に変更した。	実施済は 妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。
7 (p42)		○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、産 業 連 関 表 (基 本 表) 作 成 府 省 庁	国民経済計 算は平成17 年基準改定 時、産業連 関表(基本 表)は次回 作成時に実 施する。	○ 国民経済計算における公的部門の格付けの見直しについては、平成17年基準改定時(平成23年12月～24年1月)に行った。【内閣府】	実施済は 妥当。	公的部門の格付けについて見直しを実施したことは認められる。 産業連関表における格付けとの調整が行われ、考え方の統一化が図られた。

(注)「第1WGの評価」欄の表記の意味は次のとおり。
・「実施済は妥当。」…「実施済」と判断することが適切であると考えられる場合
・「次年度以降の審議対象とする。」…関係府省の検討状況や進捗状況に関する情報が不足しているなどの理由で、「実施済」とであると判断することができないと考える場合

【第1WG】

施行状況 報告の番 号(頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	第1WG の 評価	評価の理由
9 (p42)	第2 2 統計相互の 整合性及び国 際比較可能性 の確保・向上に 関する事項 (1) 国民経済計 算の整備と一次 統計等との連携 強化 ア 推計枠組み に関する諸課題	○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応 する。	内閣府	次々回基準 改定を待た ずとも、可能 なものから年 次推計にお いて対応す る。	○ 93SNAの改定(2008SNA)への対応について、統計委 員会国民経済計算部会において審議が実施され、一部の課 題(公的部門分類、FISIM 等)については平成 17 年基準改定 時に対応した。その他の課題(研究開発(R&D)等)について も府内に設けたPTを中心に、引き続き検討を進めている。 ＜※実施済(一部)及び検討中(一部)＞ ＜※「今後の見通し等」の欄に以下の記載＞ 平成 17 年基準改定の次の基準改定までに導入できるよう、結 論を得る予定	実施済は 妥当。 (一部のみ)	公的部門分類等の課題について、先行 的に平成 17 年基準改定で対応したもの があることは認められることから、一部の 内容について「実施済」と評価できる。 なお、本件については「検討中」の課題 として残すこととする。
15 (p44)	ウ 年次推計に 関する諸課題	○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表 (延長表)について、産業・商品(生産物)分類にお ける統合の検討とともに、国内生産額、最終需要な ど共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差 異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々 回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討 を継続する。	内閣府、経 済産業省	次々回基準 改定までに 段階的検討 を行う。	○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表) の整合性確保については、平成 22 年度に経済産業省におい て実施した外部有識者による研究会における検討結果などを 踏まえて、以下の取組を行った。 ・ 整合性の確保に向けて、コモ法における国内総生産額な どについての検討を行い、国民経済計算の平成 17 年基準改 定(平成 23 年 12 月～24 年1月)を実施した。【内閣府】 ・ 整合性の確保に向けて取り込み可能な部分(学費制度の 改正)について、SNAでの対応方法を参考に推計方法の見 直しを行い、平成 21 年の産業連関表(延長表)を作表し、公 表(平成 24 年3月)した。【経済産業省】 ○ 今後は、研究会において積み残した課題(SNA 産業連関 表と産業連関表(延長表)で推計の原理がそもそも異なる部分 や部門概念が異なる部分等)について検討を行う。【内閣府及 び経済産業省】 ＜※実施済(一部)及び検討中(一部)＞ ＜※「今後の見通し等」の欄に以下の記載＞ 平成 17 年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予 定	実施済は 妥当。 (一部のみ)	整合性確保のための取組は内閣府及び 経済産業省の双方で実施されており、取 り込み可能な部分について措置するなど 一部の内容について「実施済」と評価で きる。 なお、本件については「検討中」の課題 として残すこととする。

【第1WG】

施行状況報告の番号(頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	第1WG の評価	評価の理由
16 (p44)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ウ 年次推計に関する諸課題	○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法(需要側)と物的接近法(供給側)を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。	内閣府	平成 17 年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時までに実施する。	○ 平成 17 年基準改定時(平成 23 年 12 月～24 年1月)において、コモ法の配分比率等を改定した。このことにより統計上の不突合が縮小した。 ○ 中間消費や最終需要項目への配分方法の改善による精度向上については、供給・使用表における検討作業の中で合わせて取り扱っており、欧米諸国における推計方法や現行推計における課題、計数調整の方法等について、府内に設けたPTを中心として、検討を行っている。 ＜※実施済(一部)及び検討中(一部)＞ ＜※「今後の見通し等」の欄に以下の記載＞ 平成 17 年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	実施済は妥当。 (一部のみ)	コモ法の配分比率等の改定により、統計上の不突合が縮小した点は認められる。ただし、「産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できる」、「人的推計法を組み合わせること」については、引き続き検討する必要がある。 なお、本件については「検討中」の課題として残すこととする。
17 (p46)		○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	平成 17 年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時までに実施する。	○ コモ法の商品分類と、日本標準商品分類の整合性確保の観点を踏まえ、日本標準商品分類の改定について統計分類専門会議及び商品分類検討チームにおいて関係省と意見交換を実施した。 ○ 建設部門の推計については、いわゆる建設コモ法の課題の整理を行っているところであり、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を行っていく。 ○ コモ法の推計対象を非市場産出まで拡張する上での課題の整理を行っているところであり、府内に設けたPTを中心として、引き続き検討を行っていく。 ○ コモ法の推計対象外であった自社開発ソフトウェアを、平成 17 年基準改定(平成 23 年 12 月～24 年1月)から新たに追加した。 ＜※実施済(一部)及び検討中(一部)＞ ＜※「今後の見通し等」の欄に以下の記載＞ 平成 17 年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定	実施済は妥当。 (一部のみ)	自社開発ソフトウェアを平成 17 年基準改定(平成 23 年 12 月～24 年 1 月)から新たに追加するなど、一部の内容について「実施済」と評価できる。日本標準商品分類との整合性については、引き続き検討する必要がある。 なお、本件については「検討中」の課題として残すこととする。

【第1WG】

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	第1WG の評価	評価の理由
18 (p46)	第2 2 統計相互の 整合性及び国 際比較可能性 の確保・向上に 関する事項 (1) 国民経済計 算の整備と一次 統計等との連携 強化 ウ 年次推計に 関する諸課題	○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業 動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのよ り詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備 、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備 、コモ法における商品別配分比率の推計のための 基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資す る基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換 するコンバータの在り方、労働生産性及び全要素 生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などに ついて、具体的な結論を得る。	内閣府	平成 17 年基 準改定まで に結論を得 る。	○ 各課題について、国民経済計算における位置付けや既 存の一次統計等の概要と課題について、関係省庁の協力を 得て、整理を行った。 具体的な課題は以下の通り。 ① より詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備 については、「主にサービス業などの業種について、既存の基 礎統計の調査項目では把握できない「費用」やその内訳を、 毎年把握できるようにすること」が課題 ② 流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備につ いては、基礎統計において品目分類の細分化がなされること がSNA推計上の課題(当該基礎統計における調査客体の負 担増等に留意する必要がある) ③ コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎 統計の整備については、「毎年、商品ごとに中間消費、家計 消費、固定資本形成等へ、どの程度の割合で配分されてい るのか特定できる基礎統計を整備すること」が課題(しかしなが ら、基礎統計による年次ベースでの配分比率の捕捉は困難な 状況) ④ 個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備に ついては、個人企業経済調査の「対象業種の拡大」や「サンプ ル数の増加」が課題 ⑤ 企業統計を事業所単位に変換するコンバータの在り方 については、アメリカで用いられているコンバータがSNA統計 の推計方法としての質を担保できるかどうか検討し、必要があ れば別途独自の変換手法を開発することが課題(基礎統計の 課題より、むしろSNA推計手法の課題) ⑥ 労働生産性及び全要素生産性指標の整備について は、個人事業者等についての「仕事ベース」の労働時間を捕 捉する基礎統計の整備が課題(しかしながら、個人事業主等 の実態は捕捉が困難。)	次年度以 降の審議対 象とする。	基礎統計の課題などについて具体的な 結論は得ていることから、その点につ いては「実施済」であると考えられる。本項 目については、その実効性を担保するた め、引き続き、課題を解決するための措 置を講ずる必要があると考えられる。な お、内閣府は、「今後の進め方」として、 課題の解決に向けた取組の方針を明ら かにしており、その取組を円滑・確実に 進めるためには関係府省の協力が不可 欠であると考えられる。
19 (p46)		○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして 本来必要とする価格(生産者価格、基本価格、購入 者価格等)の概念と、利用する価格指数の概念につ いて整合性を検討し、また、長期遡及推計について も検討する。	内閣府	平成 21 年度 から検討す る。	○ 日本銀行の協力を得て、品目ごとの物価指数との対応関 係のチェック等を通じてデフレーター推計方法の精度向上を 図るなど、価格指数と概念の整合性に関して検討し、その結 果を、平成 17 年基準改定(平成 23 年 12 月～24 年1月)にお いて反映した。また、価格指数について引き続き日本銀行と 意見交換を行った。 ○ また、長期遡及改定については、平成 21 年度に平成 12 年基準計数について、昭和 55 年まで遡って推計を行った。平 成 23 年度においては、平成 17 年基準改定時(平成 23 年 12 月～24 年1月)に、平成 12 年に遡って改定するとともに、特に ニーズの高い支出系列(QE 公表系列)については、平成6年 に遡って改定を実施した。	次年度以 降の審議対 象とする。	デフレーターとして本来必要とする価格 の概念と、利用する価格指数の概念の 整合性等について検討し、その結果を平 成 17 年基準改定に反映するなどの措置 を講じているが、整合性が確保されるよ うになったのかについては不明である。 また、工程表では、平成 24 年度以降に 措置予定の課題が明記されていることか ら、引き続き検討する必要があると考えら れる。

【第1WG】

施行状況報告の番号(頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	第1WG の評価	評価の理由
20 (p48)	第2 2 統計相互の 整合性及び国 際比較可能性 の確保・向上に 関する事項	○ 国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急に実施して、改定幅の大きさの評価やその原因究明を図る。	内閣府	平成 21 年度 に 実 施 す る。	○ 平成 21 年度において、項目別に1次QEからの改定状況を分析し、改定の大きな項目を特定するとともに、関係する基礎統計の動向を分析し、その結果を取りまとめたところ。これを踏まえ、平成 22 年度において、民間企業設備の推計方法の見直しを行った。	実施済は 妥当。	平成 21 年度施行状況審議(平成 22 年度実施)の際に、リビジョンスタディの内容が報告された。 なお、改定幅の課題自体は、生きている課題であり、引き続き原因究明をしていくことが必要であると考えられる。
21 (p48)	(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。	内閣府	平成 22 年度 末まで1年か ら2年程度か けて望ましい 手法につい て結論を得 る。	○ 平成 21 年度に季節調整について、月次単位で行うことや、項目を細分化するといった手法について検討を行った。 世界同時不況の影響による平成 20 年秋以降の変動に対して、平成 22 年2月には財の輸出入、平成 22 年 12 月には国内家計最終消費支出や民間在庫品増加の一部等について、各種ダミーを設定した。 四半期分割方法については、平成 22 年度に家計最終消費支出及び民間企業設備の系列、平成 23 年度に出荷系列に対して比例デントン法を導入した。	次年度以 降の審議対 象とする。	季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について一定の結論が得られたものと評価する。 なお、本課題についてこの対応だけで十分であるのかについて引き続き検討する必要があると考えられる。
22 (p48)		○ 四半期推計に用いる一次統計(家計調査、四半期別法人企業統計等)には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。	内閣府	平成 21 年度 に 検 討 す る。	○ 平成 21 年度において、民間企業設備に関する需要側統計と供給側統計の季節調整系列の相関を比較したところ、不規則変動成分の除去による平滑化によって、相関係数が上昇する結果が得られた。これを踏まえ、平成 22 年度において、民間企業設備の推計方法について、1次 QE においては利用できない需要側基礎統計の「仮置き値」を供給側基礎統計のトレンド・サイクル成分の動きにより作成する方法に改善し、1次 QE から2次 QE への改定幅の縮小を図った。また、金融業・保険業の民間企業設備の需要側基礎統計について、より標本数が充実している法人企業統計を活用することとした。	次年度以 降の審議対 象とする。	民間企業設備の推計に係る部分については、検討したことが認められる。 なお、基本計画の「具体的な措置、方策」の欄」の記載は、家計調査なども含む、四半期推計に用いる一次統計を、ある程度幅広く視野に入れていると考えられるため、本課題についてこの対応だけで十分であるのかについて引き続き検討する必要があると考えられる。
23 (p48)		○ 四半期推計に利用する基礎統計の最適な選択(需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む。)について検討する。	内閣府	平成 21 年度 に 検 討 す る。	○ 平成 21 年度において、需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択について、従来の標本誤差に基づく統合ウェイトの算出方法に加え、過去の時系列の計数に基づく算出方法についても検討を行った結果、民間企業設備については従来より供給側のウェイトが大きくなる傾向がみられた。基礎統計の選択に当たっては様々な考え方があることから、これらの結果を踏まえ、平成 22 年度において、民間企業設備の推計方法について、金融業・保険業の民間企業設備の需要側基礎統計について、より標本数が充実している法人企業統計を活用することとした。	次年度以 降の審議対 象とする。	統合ウェイトの選択、民間企業設備の推計方法について検討が行われ、改善されたことが認められる。四半期推計に利用する基礎統計の最適な選択に関しては、この対応だけで十分であるのかについて引き続き検討する必要があると考えられる。

【第1WG】

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	第1WG の評価	評価の理由
24 (p48)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 エ 四半期推計に関する諸課題	○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期推計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理(工業統計調査と経済産業省生産動態統計のかい離縮小等)、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録情報の活用等の課題について検討する。	内閣府	平成 21 年度から順次検討する。	○ 経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、基礎統計(工業統計と経済産業省生産動態統計)それぞれに基づく推計値の比較を行った。具体的には出荷と産出の概念の違いによる推計方法への影響など基礎統計間の関係や基礎統計とSNA 概念との対応を整理した。また、中間投入比率について法人企業統計を利用した推計方法を開発するなどの拡充を図るとともに業界統計等の活用についても府内に設けたPT を中心に検討した。これらの検討成果を踏まえ、代替推計の枠組みを確立した。	次年度以降の審議対象とする。	経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、代替推計に係る検討を行ったことは認められる。 しかし、基本計画の「具体的な措置、方策」は、①～④と幅広く措置を記載しており、そもそも「長期的な取組」として、総合的に考える課題だと想定していると思われる。 このため、①～④それぞれの事項ごとに、十分に検討が行われているのかについて確認する必要があると考えられる。
25 (p50)		○ 内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う。	内閣府、経済産業省	平成 21 年度に実施する。	○ 国民経済計算の四半期推計の精度向上に向け、内閣府と検討を行った。それを踏まえ、毎年提供している工業統計調査の個票データのほか、経済センサス実施に伴う国民経済計算の推計方法見直しのため、内閣府から要望のあった直近の平成 16 年～20 年の個票データ及び基準年である平成 12 年の個票データの提供を行った。また、より詳細な検討のため平成 16 年～20 年の調査票の改正情報についても合わせて提供を行った。【経済産業省】	次年度以降の審議対象とする。	経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、代替推計(平成 23 年確報の際の)の枠組みを確立するという側面から、基本計画の「具体的な措置、方策」の欄に掲げるものが実施されたことは認められる。 しかし、基本計画の記載は、QE と GDP 確報の乖離の大きな要因となっている「生産動態統計」と「工業統計表」を用いた場合の推計結果の乖離を縮小する必要がある、との問題意識からのものとも思われる。QE における生産動態統計の使用方法につき、両府省の協力が引き続き求められ、引き続き検討する必要があると考えられる。
26 (p50)					○ 経済産業省から提供を受けたデータをもとに、工業統計と経済産業省生産動態統計それぞれに基づく推計値の比較を行い、経済センサスに伴う推計方法の見直しの中で、両統計の適切な使用方法について、府内に設けた PT を中心として検討を行った。これにより、代替推計の枠組みを確立した。【内閣府】	次年度以降の審議対象とする。 (②について)	
		○ ①四半期推計で提供される情報の充実(分配面の情報の充実等)、②長期時系列計数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。	内閣府	平成 21 年度から検討する。	○ 分配面からの四半期別推計については、欧米諸国における推計方法等の研究を行うとともに、我が国における推計可能性について検討を実施している。所得面における営業余剰の推計等の課題についても、府内に設けた PT を中心として、引き続き検討を進めている。 また、長期遡及改定については、平成 21 年度に平成 12 年基準計数について、昭和 55 年まで遡って推計を行った。平成 23 年度においては、平成 17 年基準改定時(平成 23 年 12 月～24 年 1 月)に、平成 12 年に遡って改定するとともに、特にニーズの高い支出系列(QE 公表系列)については、平成 6 年に遡って改定を実施した。 ＜※実施済(一部)及び検討中(一部)＞ ＜※「今後の見通し等」の欄に以下の記載＞ 平成 17 年基準改定の次の基準改定に向けて、結論を得る予定		平成 17 年基準改定については、多くの統計利用者が、遡及の範囲の拡張を要望しており、より長期の遡及の早期実施について至急検討すべきである。また、経済活動分類の 2005 年における断層への対応、固定資本推計のより長期の遡及などについても課題として残っていることから、引き続き検討する必要があると考えられる。

【第1WG】

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	第1WG の評価	評価の理由
32 (p52)	第2 2 統計相互の 整合性及び国 際比較可能性 の確保・向上に 関する事項 (1) 国民経済計 算の整備と一次 統計等との連携 強化 エ 四半期推計 に関する諸課題	○ 毎月勤労統計調査について、①常用労働者が5人から 29 人の事業所の調査における標本替えの工夫による所定内給与等の断層の解消、②離職事由を「解雇、退職」、「転勤」等に分離すること等による企業の退職者比率の把握、③退職金の調査を検討する。	厚生労働省	平成 25 年度 までに結論 を得る。	① 標本替えを工夫するには、標本替えの頻度を増やすか、調査継続期間を延長する必要があるが、その場合、調査経由機関の都道府県や調査対象者に負担を強いることとなる。このため、推計方法の工夫として、季節調整の ARIMA モデルを用いたデータ補正の手法・アメリカ労働統計局が採用している WDLT 方式等、調査対象者や都道府県に極力負担をかけずに改善が図れる方策を検討している。 ② 企業の退職者比率の把握については、関係統計の調査項目のスクラップ＆ビルドの観点で見直しを進めた結果、平成 23 年より雇用動向調査において、四半期別の離職者数を把握することにより、対応することとした。 ③ 退職金支払額は、国民経済計算の退職金総額と②の退職者比率を利用して、四半期ごとの退職金総額が推計可能のため、退職金についての調査は予定していない。 ＜※①検討中、②実施済、③実施済＞ ＜※「今後の見通し等」の欄に以下の記載＞ ①については、有識者の検討会において検討を行っており、当該検討結果を踏まえ、平成 25 年度までに結論を得る予定	次年度以降の審議対象とする。 (②、③について)	本課題は、分配側推計のための基礎統計整備として、雇用・賃金関連統計の整備・拡充を企図したものである。実施済と自己評価されている②③とも、雇用者報酬の推計精度を上げるため、特に退職金の推計手法を改善する施策であり、毎月勤労統計調査に関する課題である。このため、提示されている代替措置で本来の目的を達成できているのかについて判断することは困難であると考えられる。
43 (p58)	(5) 財政統計の 整備	○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。	内閣府	平成 17 年基 準改定時を 目途に実施 する。	○ 政府財政統計について、平成 17 年基準改定時(平成 23 年 12 月～24 年1月)に主要項目の推計及び公表を行った。	実施済は 妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。
45 (p58)		○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをCOFOG(政府支出の機能別分類)の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。	内閣府	平成 17 年基 準改定時を 目途に実施 する。	○ 政府支出推計については、平成 17 年基準改定時(平成 23 年 12 月～24 年1月)に、COFOGの分類により公表を行った。	実施済は 妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。
46 (p60)	(6) スtock統計 の整備	○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー(投資)量と整合的なStock量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本Stockマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	平成 17 年基 準改定時の 導入を目指 す。	○ 恒久棚卸法等によるStock推計については、平成 17 年基準改定時(平成 23 年 12 月～24 年1月)に導入し、公表した。併せて、固定資本マトリックス、固定資本Stockマトリックスの開発を行い、この結果についても公表した。 また、固定資本減耗についてもStock推計の見直しと整合的な時価評価によるものに改めた。	実施済は 妥当。	開発した固定資本Stockマトリックスがおおむね当初想定していた内容(行部門に詳細な資産分類を持つ等)となっているものと評価する。なお、引き続き一次データの詳細な解析により精度の向上を図ることが望ましい。
48 (p60)		○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物Stock全体を推計する加工統計を整備する。	国土交通省	平成 21 年度 から実施す る。	○ 平成 21 年度に取りまとめた建築物Stock統計検討会報告書に基づき、平成 22 年7月に、建築物Stock統計の試算値(平成 22 年 1 月 1 日現在)を算出し公表。引き続き、平成 23 年 10 月に推計値(平成 23 年1月1日現在)の公表を行ったところであり、更に平成 24 年 1 月 1 日現在の推計値の算出とその公表に向けて、作業を進めている。	実施済は 妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。

【第1WG】

施行状況報告の番号(頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	第1WG の評価	評価の理由
50 (p60)	(6) ストック統計の整備	○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査(うち投資調査)において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	内閣府	平成 17 年基準改定時に実施する。	○ 設備投資の構造については、民間企業投資・除却調査を活用した詳細把握を行い、平成 17 年基準改定(平成 23 年 12 月～24 年 1 月)における推計に反映し公表した。	実施済は妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。
51 (p60)		○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齢プロファイル(経齡的な効率性及び価格変化の分布)を推計するため、民間企業投資・除却調査(うち除却調査)の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成 17 年基準改定時に実施する。	○ 民間企業投資・除却調査結果の蓄積に基づいた資産別経齡プロファイルの推計については、調査研究(平成 21 年4 月～23 年 12 月)を行い、平成 17 年基準改定(平成 23 年 12 月～24 年 1 月)における推計に反映し公表した。	実施済は妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。
124 (p96)	第3 2 統計リソースの確保及び有効活用 (1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用 イ 各府省の取組	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。	内閣府	平成 21 年度から検討する。	○ 国民経済計算関連について、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得るとともに、平成 24 年度の定員に関しては2名の増員を行ったところである。引き続き、研究者や中核的職員を集中的に投入し、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行っていく。	次年度以降の審議対象とする。	平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間については、それ以前に比べ、より多くの研究者や中核的職員を投入しているものと認められる。 しかしながら、システム開発(27 年度以降にオープンシステムに移行)の現状から判断して、引き続き重点的に進める必要があると考えられる。

○ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	第1WG の評価	評価の理由
35 (p52)	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (2) ビジネスレジスターの構築・利活用 ア 母集団情報の的確な整備	○ 法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的の実施する。	総務省	平成 21 年度から実施する。	○ 平成 21 年7月以降に商業・法人登記簿に新設登記した法人に対して、当該法人の主な事業の内容や従業者数等について、平成 21 年 11 月から郵送による照会を定期的の実施しており、平成 23 年度においても年4回の照会業務を引き続き実施した。 ○ 労働保険情報の照会対象と重複が想定されることを踏まえ、照会業務の見直しを実施した。 ＜※「今後の見通し等」の欄に以下の記載＞ 平成 24 年度からの商業・法人登記情報による照会業務については、労働保険情報に基づく照会業務で照会対象とした事業所との重複排除を実施した上で、年1回の照会業務として実施し、ビジネスレジスターの整備情報に活用。	次年度以降の審議対象とする。	平成 21 年 11 月から郵送による照会を定期的の実施しており、その点については「実施済」とであると評価できる。しかしながら、照会業務については、引き続きその状況を注視する必要があると考えられる。
40 (p56)	イ ビジネスレジスターの充実と拡張	○ 事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード(JASTPROコード)」(輸出入申告書、蔵入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード)の照合を行うに当たり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	平成 21 年度から検討する。	○ 日本輸出入者標準コード情報については、名称・所在地・コードのみの保有であり、海外取引実績等について把握できないことが判明したため、有用性は得られないという結論に至った。	実施済は妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。
60 (p64)	3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 イ 知的財産活動に関する統計の整備	○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	平成 23 年度までに結論を得る。	○ ビジネスレジスターの企業情報(名称、所在地)と産業財産権の企業出願人情報(申請人氏名、申請人住所)の照合結果を基に、平成 23 年9月に協議。未照合情報については、特許庁にて未照合の状況を確認し、両省庁で対応を検討した結果、照合された情報を基に企業出願人の共通事業所・企業コード対応表を作成し、特許庁が管理することとし、未照合情報については、ビジネスレジスターによって継続的に照合を実施することとした。	次年度以降の審議対象とする。	総務省と特許庁の間で協議を実施し、未照合情報の取扱等について結論を出した点については「実施済」と評価できるが、未照合情報についてのビジネスレジスターによる継続的な照合の実施状況等については、引き続き注視する必要があると考えられる。
107 (p82)	第3 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ 経済センサス-活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成 18 年3月 29 日厚生労働省情報政策会議決定。平成 20 年3月 19 日改定)等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	総務省	平成 23 年度の経済センサス-活動調査における活用を平成 21 年度から検討する。	○ 雇用保険情報を含む労働保険情報(名称、所在地、保険関係等)の事業所母集団データベースへの活用について、厚生労働省と具体的な事務処理方法などを協議し、平成 22 年 12 月にデータの提供を受け、事業所母集団データベースとの照合などの分析を実施。 また、受領したデータは、平成 24 年に実施する経済センサス-活動調査の名簿整備に活用。	実施済は妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。

○中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題（経済統計の再編・整理）

施行状況 報告の番 号(頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	第1WG の 評価	評価の理由
58 (p62)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 情報通信業の分野において、総務省が実施する統計調査については、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行う。具体的には、既存の情報通信活動に係る統計調査について、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省、経済産業省	平成 22 年を目途として実施する。	○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成 22 年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として開始。平成 23 年度調査の結果については、速報結果を平成 23 年 12 月 20 日に、確報結果を平成 24 年 3 月 23 日に公表した。 ○ 基幹統計化については、引き続き検討。 ＜※実施済(一部)及び検討中(一部)＞	実施済は妥当。 (1つ目の○)	1つ目の○については、特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。
189 (p142)	別紙 3 将来の基幹統計化について検討する統計	【通信・放送産業基本調査、放送番組制作業実態調査】 経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に実施する。具体的には、企業活動を把握する基幹統計となる企業活動基本統計(仮称)の下に統合して、日本標準産業分類の大分類「G情報通信業」に係る経済産業省と総務省の共管調査として実施し、情報通信業に関する企業活動の統計を整備する。	総務省	平成 22 年を目途に実施する。	○ 総務省が一般統計調査として実施してきた通信・放送産業基本調査及び放送番組制作業実態調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携し、平成 22 年度から情報通信業分野における企業活動を捉える「情報通信業基本調査」(総務省・経済産業省共管の一般統計調査)として開始。平成 23 年度調査の結果については、速報結果を平成 23 年 12 月 20 日に、確報結果を平成 24 年3月 23 日に公表した。 ○ 基幹統計化については、引き続き検討。 ＜※実施済(一部)及び検討中(一部)＞	実施済は妥当。 (1つ目の○)	1つ目の○については、特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。

(補足 (サービス統計関係))

施行状況 報告の番 号(頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	第1WG の 評価	評価の理由
59 (p62)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (1) サービス活動に係る統計の整備 ア 情報通信サービスに関する統計の整備	○ 通信利用動向調査の精度を向上させる。また、都道府県別の表章ができるような標本数を確保することについて検討する。	総務省	平成 21 年度から検討する。	○ 平成 22 年度調査から世帯調査の都道府県別表章を行うため、必要な標本数を確保した調査設計とし平成 23 年1月に調査を実施。平成 23 年 5 月 18 日に結果を公表した。	次年度以降の審議対象とする。	都道府県表章を行うため、必要な標本数を確保した設計としたことは「実施済」と評価できるが、精度が向上したのかについての検証は、引き続き実施する必要があると考えられる。

【第1WG】

施行状況報告の番号(頁)	項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	第1WG の評価	評価の理由
62 (p64)	ウ サービス活動を適切にとらえるための検討	○ 各府省、学会等の協力を得て、各国の経験を踏まえたサービス分野の生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究等を実施するため、研究会等の検討の場を早急に設ける。	総務省	平成 21 年度から実施する。	○ 「サービスの計測に関する検討会」(平成21年10月にサービス分野に係る統計を作成している府省等を構成員として設置)において平成 22 年度に実施した、「サービスの質の実態把握と評価が困難な分野に焦点を合わせた国民的需要に関する調査」で国民的需要が高いとされたサービス分野を中心として、サービスの計測に係る方向性について検討を行った。 その結果、現在、学問的に、サービスの計測において不可欠なサービスの質の指標についてコンセンサスが得られたものはないことから、将来、サービスの質の指標が確立した時点で改めて検討するという結論を得た。	実施済は妥当。	「サービスの計測に関する検討会」を設け、サービスの計測に係る方向性について検討を行った結果、「サービスの質を計測するための指標は一次統計等を使って作成する加工統計を視野に入れた技術的検討が必要であることから、先ず、研究者や学会等が積極的に議論して成果を出すことが望まれ、その結果を踏まえ、改めて、政府における統計整備の必要性を検討することが適当である。」という結論を得ており「実施済」としたことは妥当である。 なお、今後のサービスの質の計測に関する研究を促進するため、総務省(政策統括官)は諸外国及び国内におけるサービスの質の計測に関する検討・研究状況の把握に努め、定期的に関係機関等に情報提供する必要があると考えられる。

○その他の審議課題（環境統計関係）

施行状況報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	第1WG の評価	評価の理由
81 (p72)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (5) 環境に関する統計の段階的な整備	○ 気象庁と協力して、同庁が作成する気候統計を活用して気候変動に関する科学的分析や国民への普及啓発を行う。	環境省	平成 21 年度から実施する。	○ 気象庁が作成する気候統計を活用し、文部科学省、気象庁と共同で2009年10月に「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート」の作成、公表をするなど気候変動に関する科学的分析・普及啓発を行ったところ。今後も引き続き、所要の対応方策の余地について検討予定。	次年度以降の審議対象とする。	文部科学省、気象庁と共同で2009年10月に「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート」の作成、公表をするなど気候変動に関する科学的分析・普及啓発を行った点は「実施済」と評価できる。しかしながら、担当府省自身が、「今後も引き続き、所要の対応方策の余地について検討予定」と記載しているとおり、本事項は、引き続き検討する課題があるものと考えられる。
83 (p72)		○総務省は、環境省及び資源エネルギー庁と共同して、各世帯のエネルギー消費の実態(電力、都市ガス、プロパンガス、灯油、ガソリン等)と耐久財の保有状況の関係を世帯属性ごとに把握できるような統計を作成する。	総務省、環境省、資源エネルギー庁	平成 21 年度から実施する。	○ 平成 21 年全国消費実態調査(総務省)の耐久財等調査票及び家計簿を用いて、各世帯のエネルギー消費の実態と耐久財の保有状況の関係について集計し、平成 24 年3月に結果を公表した。	実施済は妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。
86 (p72)		○ 廃棄物及び副産物を把握する統計の整備について、検討する場を設ける。	関係府省（農林水産省、経済産業省、環境省）	平成 21 年度に設置する。	○ 環境省において、廃棄物及び副産物を把握する統計の整備のため、平成 21 年 12 月に関係府省、学識経験者、産業界関係者からなる検討会を設置した。 ○ 同検討会において、廃棄物統計の精度向上及び迅速化について検討を進めているところ。 ＜※検討の場を設けることについては実施済＞ ＜※「今後の見通し等」の欄に以下の記載＞ 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の算定への対応	次年度以降の審議対象とする。	「検討の場を設ける」という点については「実施済」と評価できる。 但し、本施策の目的である廃棄物及び副産物の統計の整備のための検討は引き続き進める必要があると考えられる。

○その他の審議課題（観光統計）

施行状況 報告の番号(頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	第1WG の 評価	評価の理由
89 (p74)	第2 3 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備に関する事項 (6) 観光に関する統計の整備	○ 旅行・観光消費動向調査及び宿泊旅行統計調査について充実を図る。	観光庁	平成 22 年度までに実施する。	○ 旅行・観光消費動向調査については、平成 22 年度に、調査対象数(7,500 人→2万 5,000 人)及び調査項目(海外旅行等)の拡充を行った。 ○ 宿泊旅行統計調査についても、平成 22 年度に、従業者数 10 人以上の宿泊施設を調査対象としていたものを全宿泊施設を対象とする調査に拡充した。	実施済は 妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。
90 (p74)		○ 地方公共団体が採用可能な共通基準を策定するとともに、各都道府県が、共通基準に則って、都道府県間の比較が可能な観光統計を整備することができるよう、必要な調整を行う。	観光庁	平成 22 年度までに実施する。	○ 有識者を含めた「観光入込客統計分科会」等の検討を踏まえ、平成 21 年 12 月に「観光入込客統計に関する共通基準」を策定した。また、各都道府県が当該基準に則って観光客入込客統計を作成するに当たり、あわせて調査要領も作成し、平成 22 年度から各都道府県において当該基準に基づく観光入込客統計を順次作成している。未導入の府県に対しては今後の導入を促進するために状況確認を実施した。	実施済は 妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。
91 (p74)		○ 内閣府の協力を得て、観光がもたらす経済効果の国際間比較をより正確に行うことが可能となるように、観光サテライト勘定の整備について検討を進めるとともに、観光サテライト勘定の本格的な作成及び公表を行う。	観光庁	平成 22 年度までに実施する。	○ 平成 21 年暦年分の旅行・観光サテライト勘定を作成し、平成 23 年 4 月に公表した。	実施済は 妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。

○その他の審議課題（基幹統計化）

施行状況 報告の番号 (頁)	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	平成 23 年度中の検討状況又は進捗状況	第1WG の 評価	評価の理由
184 (p140)	別紙 2 新たに基幹 統計として整備 する統計	【産業連関表(基本表)(加)】 総務省始め 10 府省庁の共同作業として作成されている産業連関表(基本表)は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。	総 務 省 等 10 府省庁	次 回 産 業 連 関 表 (基 本 表) の 整 備 に 向 け て、平成 21 年度から所 要の準備を 開始する。	○ 産業連関表の基幹統計としての指定について、産業連関表作成府省庁(10 府省庁)との協議(平成 22 年5月)が行われた後、統計委員会へ諮問(平成 22 年5月)され、同委員会国民経済計算部会での審議を経て、同委員会からの答申(平成 22 年6月)を受けた。当該答申を踏まえ、平成 22 年7月 26 日に産業連関表が基幹統計として指定され、その旨が平成 22 年9月 24 日に総務省告示第 345 号により公示された。	実施済は 妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。
187 (p140)		【鉱工業指数(加)】 鉱工業指数は、経済産業省生産動態統計調査の結果等を基に作成される加工統計であるが、我が国の鉱工業の生産、出荷、在庫に係る諸活動を表す重要な指標であり、また生産活動の基調判断、経済活動分析、生産動向や設備投資分析等にも広く利用されている。 基幹統計化に向けて、その範囲を指数系列のどこまでとするかについて検討する。	経 済 産 業 省	平成 22 年 度までの整 備 に 向 け て、平成 21 年度から所 要の準備を 開始する。	○ 鉱工業指数の基幹統計としての指定について、平成 22 年 11 月 19 日に統計委員会に諮問され、同委員会産業統計部会による審議を経て、平成 22 年 12 月 17 日に統計委員会において、生産(付加価値額ウエイト)、出荷、在庫、在庫率、生産能力、稼働率の6系列の指数の基幹統計化を適当とする答申が採択された。 ○ その後、平成 23 年1月 27 日付けで基幹統計として指定され、同年2月9日の総務省告示第 35 号により、その旨が公示された(平成 23 年1月分の指数から適用)。	実施済は 妥当。	特段の問題は認められず、妥当なものと評価する。